

2 暗号資産

【改正の概要】

令和5年度の税制改正において、暗号資産について次の改正が行われた。

- (1) 期末における時価評価の対象となる暗号資産の範囲から、内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定のもの（以下「特定自己発行暗号資産」という。）が除外された（法61②）。

一定のものは、その発行の時から継続して次のイ又はロの要件に該当する暗号資産とされている（令118の7②、規26の10）。

イ その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、次の要件の全てに該当するものがとられていること。

(イ) その移転することができない期間が定められていること。

(ロ) その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。）の役員及び使用人その他一定の者のみによって解除をすることができないものであること。

ロ その暗号資産が信託で次の要件の全てに該当するもの（受益者等課税信託に限る。）の信託財産とされていること。

(イ) その信託の受託者が信託会社のみであり、かつ、その信託の受益者等がその暗号資産を発行した内国法人のみであること。

(ロ) その信託に係る信託契約において、その信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者等（その信託の受託者及び受益者等をいう。）以外の者に譲渡しない旨が定められていること。

(ハ) その信託に係る信託契約において、その暗号資産を発行した内国法人によって、その信託の受益権の譲渡及びその信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること。

- (2) 自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額がその発行のために要した費用の額とされるとともに、暗号資産の1単位当たりの帳簿価額はその暗号資産の種類ごとに、かつ、次の区分ごとに算出することとされた（令118の5二、118の6②）。

イ 特定自己発行暗号資産

ロ 特定自己発行暗号資産以外の暗号資産

- (3) 内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされた（法61⑦、令

118 の 11)。

(4) 暗号資産信用取引について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされた（法 61⑧）。